

外部カタログ連携事業者選定基準

「GEPS マーケットプレイスにおける外部カタログの連携サービスの提供に係る公募」に係る調達において実施する選定は次のとおりである。

1. 選定基準

「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」を選定基準とする。詳細は後述のとおり。

2. 提出様式に記載する項目

(1) 提出様式に記載する項目

提出資料チェックリスト（様式1）の所定の欄に以下の項目を記載すること。

- ・ GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数
- ・ 応募時点で事業者が取り扱っている商品数（本公募に応募する事業者が販売契約の相手方となる商品の数）

(2) 記載に当たっての注意事項

記載に当たっては以下の点に注意すること。

- ・ 「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」、「応募時点で事業者が取り扱っている商品数」とともに、本公募に応募する事業者が販売契約の相手方となる商品の数を記載すること。
- ・ 「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」が「応募時点で事業者が取り扱っている商品数」を上回らないようにすること。
（「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」が「応募時点で事業者が取り扱っている商品数」を上回る場合は、「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」を「応募時点で事業者が取り扱っている商品数」と同じ値とすること。）
- ・ 「GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数」及び「応募時点で事業者が取り扱っている商品数」の数値を明確に示せない場合は、提出様式上は「〇〇（商品数）点数以上」と記載すること。
- ・ 調達仕様書別添6「商品分類」のレベル1の単位で内訳まで示すこと。（表1参照）
- ・ 後述の「4. 商品点数の数え方について」も確認したうえで記載すること。

表 1 GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数

商品分類	連携予定 商品数	取扱 商品数	商品分類	連携予定 点数	取扱 商品数
事務用品/文房具			テープ/梱包資材/店舗用品		
ファイル			物流・現場用品/台車		
トナー/インク/コピー用紙			工具/電動工具		
パソコン/周辺機器/メディア			切削工具/研磨材		
事務機器/家電/電池/照明			計測機器		
オフィス家具/収納			研究開発・クリーンルーム用品		
生活雑貨/キッチン用品			機械部品/空圧機器/電気・電子部品		
飲料/食品/ギフト/お酒			作業服/ワークウェア/安全保護具		
衛生/医療/介護			土木・建築資材		
合計					

3. 契約の相手方の決定

- ・ 有効な応募を行った事業者のうち、提出資料チェックリスト（様式1）の GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数の合計の欄の数字（以下「連携予定商品数」という）が多い5事業者を選定し、契約の相手方とする。
- ・ 前項の選定において、提出資料チェックリスト（様式1）の GEPS マーケットプレイスに連携予定の外部カタログの商品数の合計の欄に「〇〇（商品数）以上」と記載されていた場合は、「以上」を除いた数値を「連携予定商品数」として扱う。
- ・ 第1項の選定において、「連携予定商品数」が同じ事業者が2者以上あり、上位5事業者を決定できない場合、くじを用いて契約の相手方を決定する。

4. 商品点数の数え方について

- (1) 原則として GEPS マーケットプレイス上で検索結果の1つとして表示される単位を1商品として数えること。具体的には例えば以下についてはそれぞれ別の1商品とカウントしてよいものとする。
 - ・ 色のみが異なる商品
 - ・ サイズのみが異なる商品
 - ・ 販売個数の単位が異なる商品